

木更津市身体障害者福祉センター指定管理業務 募集要項

令和 7 年 7 月

木 更 津 市

木更津市身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者については、木更津市公の施設の管理に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号。以下「手続条例」という。）等に定めるもののほか、この要項の定めるところにより、指定管理者の指定手続等を行います。

1 施設の概要

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 設置目的等 | 身体障害者の福祉向上を目的に設置 |
| (2) 名 称 | 木更津市身体障害者福祉センター |
| (3) 所 在 地 | 木更津市潮見2丁目9番地 |
| (4) 建物の概要 | 木更津市民総合福祉会館1階の一部 |
| | 建築構造 鉄筋コンクリート造 |
| | 竣工年月 昭和59年 7 月 |
| | 床 面 積 215.34㎡ |
| (5) 指定管理対象 | 機能回復訓練室・日常生活訓練室 |

2 指定管理者が行う業務の内容

(1)身体障害者のための施設の提供

ア リハビリテーションを主な目的とした生活介護事業の提供。

イ 木更津市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づく各部屋の使用許可等。

指定管理者が行う使用許可等は市の機関として権限を行使するものであることから、木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）や行政不服審査法、行政事件訴訟法等が適用される。そのため、許可基準を受付窓口等に備え付け、不許可とする場合にはその理由を示すこと。また、利用に関する手続きにおいて疑義が生じた場合は市と協議の上決定するものとする。

(2) 身体障害者及び身体障害者の介護等を行う者への助言、支援等。

(3) 施設及びその附属設備等の維持管理をすること

リハビリに用いる機械類、機材等については定期的にメンテナンスを行い、安全に運営ができるよう取り組むこと。市民総合福祉会館全体の点検・清掃等の際には、会館側の指示等に協力を行うこと。

(4) その他身体障害者の福祉の増進のための事業

3 管理運営に関する基本的な考え方

センターの管理運営にあたっては、次に掲げる項目に従って行うこと。

- (1) 利用者がその能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことを目的に、事業を適切かつ効果的に行うこと。
- (2) 利用者へのサービス提供及びサービス向上を図ること。
- (3) 個人情報の保護に関する措置を講ずること。
- (4) 効率的な運営を図ること。
- (5) その他、利用者の福祉の増進を図ること。

4 管理の基準

指定管理者が管理運営を行う時間は、以下に掲げる休業日を除く、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

【休業日】

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ウ 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- エ 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

6 応募資格

- (1) 本件の募集は公募とし、申請資格は、次に掲げる条件に該当する法人その他の団体とする。

- ア リハビリテーションを主な目的とした生活介護の提供業務を現に行っていること。
- イ 身体障害についての知識と支援の経験を有し、当該施設を適正に管理運営できる能力を有すること。

- (2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は申請することができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの。
- イ 申請書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの。
- ウ 木更津市税(ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る)、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。
- エ 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで

公訴を提起された日から2年を経過しないもの。

オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。

カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- ② 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

キ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合で、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みでないもの。

7 指定管理者の指定スケジュール

指定管理者の指定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。詳細については、次項以降で確認してください。

	内 容	日 程
指定の申請	現地説明会の実施	令和7年7月7日
	指定申請に関する質問	令和7年7月7日～9日
	質問に対する回答	令和7年7月14日
	申請書等の受付	令和7年7月22日～31日
選定手続等	指定管理者候補者選定委員会	令和7年10月予定
	指定管理者候補者の決定通知	令和7年10月予定
	指定管理者の指定議案の提案、議決	令和7年12月
	指定管理者指定通知書の交付	令和7年12月
	指定管理者との協定締結	令和8年1月

8 申請書類等

次に掲げる書類を正1部、副10部(複写可)の計11部提出してください。ただし、(1)については、正1部とし、(8)及び(9)については、正1部、副1部の計2部とします。また、書類は、A4版サイズに揃えて提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式1)
- (2) 施設運営の理念・基本方針
- (3) 木更津市身体障害者福祉センターの管理に係る事業計画書(様式2)
- (4) 木更津市身体障害者福祉センターの管理に係る収支計画書(様式3)
- (5) 申請団体の経営状況を説明する書類
 - ・財務状況を明らかにすることができる書類であり、決算書類(申請日の直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び資産等の状況を示す書類)等である。
- (6) 団体の組織及び概要を記載した書類
 - ・団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類
- (7) 団体の役員名簿
 - (団体の役職にある個人の役職、氏名、生年月日を記載したもの)
- (8) 暴力団排除措置事由の該当の有無を照合するための団体役員表
- (9) 団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- (10) 法人の登記事項証明書
 - (応募申込日前3カ月以内に発行されたもの)
- (11) 納税証明書
 - ・法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書
各1か年分
- (12) 印鑑証明書
 - (応募申込日前3カ月以内に発行されたもの)
- (13) 連合体構成団体一覧(※連合体の場合のみ)
- (14) 連合体協定書(※連合体の場合のみ)

9 現地説明会

指定管理業務等についての説明会を、令和7年7月7日(月)午後4時30分からセンターにおいて行います。

10 指定申請に関する質問の受付

指定申請に係る質問は、次により行ってください。

- (1) 質問の方法
 - 任意様式により、持参、FAX、電子メールのいずれかで行ってください。
- (2) 質問の受付期間
 - 令和7年7月7日(月)午前9時から令和7年7月9日(水)午後5時(必着)
- (3) 質問の受付場所

木更津市福祉部障がい福祉課

(〒292-8501 木更津市朝日3丁目10番19号)

(FAX0438-25-1213・メール shoufuku@city.kisarazu.lg.jp)

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年7月14日(月)に木更津市ホームページ(ページ番号:12374)にてお知らせする予定です。

11 申請書類の提出等

指定管理者の指定の申請は、次により申請書等を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年7月22日(火)から令和7年7月31日(木)の午前9時から午後5時(土日祝日を除く)までとします。

(2) 受付窓口及び提出方法

申請書類は、木更津市福祉部障がい福祉課まで持参ください。

(3) ヒアリングの実施

木更津市が必要と認める場合は、申請書類の提出後にヒアリングを行う場合があります。

12 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定方法

ア 指定管理者の候補者となる団体(以下「指定候補者」という。)は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査の結果、順位第1位となった者としてします。指定候補者の審査にあたり、選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合があります。また、他の応募者がいない場合においても、選定委員会での審査を経て選定します。なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め、該当者なしとする場合があります。

イ 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、別紙1候補者選定評価表に基づいて審査を行います。

ウ 市内業者の加点

市内事業者等の参入増大のため、申請団体が市内事業者等の場合には、選定審査時に当該市内業者等の総合計点に以下のとおり、加点します。

申請団体の形態	本社所在地	契約権限を委任された支店等所在地 ※	代表の 本社所在地	構成団体の 本社所在地	総合計点への 加点
単体	市内	問わない	-	-	5 %
	市外	市内	-	-	3 %
連合体	-	-	市内	全団体が市内	5 %
	-	-		上記以外	4 %
	-	-	市外	一部団体が市内	3 %

※木更津市入札参加資格者名簿に登録されている支店や営業所などを指します。
登録がない場合は、委任状等にて確認させていただきます。

(2) 選定結果

ア 指定候補者の選定は、令和7年10月頃の予定です。

イ 選定結果を応募者全員に文書で通知するとともに、選定した指定候補者及び審査内容について公表します。

(3) 木更津市議会の議決等

ア 木更津市は、地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案(以下「指定議案」という。)を令和7年12月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者がセンターの管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

- ① 上記アの議案について、木更津市議会が否決したとき。
- ② 上記アの議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
- ③ 上記アただし書により、市が指定候補者の選定を取り消したとき。

13 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続の後、指定管理者は、木更津市と協定を締結します。

(3) 協定内容

ア 事業計画に関する事項

イ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項

- ウ 市が支払うべき指定管理施設の管理費用(指定管理料)に関する事項
- エ 指定施設の利用料金に関する事項
- オ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- カ 市による指示・指導に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 指定施設の管理に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
- コ 公の施設で事故が発生した場合の対応に関する事項
- サ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項
- シ モニタリングに関する事項
- ス 使用許可等に関する事項
- セ 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

14 指定管理者の指定の取消

- (1) 指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
 - ア 管理運営する施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき。
 - イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
 - ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。
 - エ 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。
 - オ 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
 - キ 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき。
 - ケ 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。
 - コ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき。
 - サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
 - シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

- (2) 前事項について、指定管理者の責に帰する事由によって取消し又は停止となった場合は、市は指定管理者に対して、違約金及び損害賠償を求める。

15 職員の駐車場

センターに勤務する職員の駐車場は応募者が用意するものとする。駐車場が用意できない場合のみ、使用台数を本市に申告し、市民総合福祉会館駐車場の一部に駐車することを認めます。使用料金(通勤用の自家用4輪自動車1台につき、1,094円/月)は、応募者が負担することとする。ただし、会館の利用者に支障をきたす場合は駐車を認めない。

16 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、事業の運営による事業報酬により賄うものとし、本市からは指定管理料は支払わない。

ただし、天災その他やむを得ない事情により経費を要する事態が生じた場合は、対応について市と指定管理者で協議するものとする。

(1) 指定管理者の収入となるもの

ア 介護給付費(障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額は、指定管理者が代理受領する方式を取って支払われる。)

イ 障害福祉サービスの自己負担部分

(2) 指定管理業務の経費として想定されるもの

ア 施設の維持管理費(光熱水費)

光熱水費については、センター利用分は指定管理者が負担するものとする。

イ 人件費

ウ 事業費(送迎車両のリース・管理費用等)

エ 事務費(施設賠償責任保険加入料等)

オ 修繕費(1件当たり30万円(消費税及び地方消費税を含まない。)以下の修繕は、指定管理者の責任と負担において実施する。)30万円を超える場合は、市が費用を負担し直接実施するものとする。ただし、1件につき、30万円以上の修繕であっても、双方協議により承諾した場合、又は指定管理者の責めに期すべき事由による修繕に要する費用は、指定管理者の負担とする。

(3) 管理口座

指定管理業務の実施に係る支出及び収入は、必要な帳簿を作成するとともに団体自体の口座とは別に指定管理業務専用の口座を開設し、適切に管理すること。

17 留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(2) 虚偽の記載

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

(3) 申請書類の取扱い

申請書類等は理由の如何にかかわらず返却いたしません。

(4) 申請の辞退

申請を行った後に辞退をする場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(5) 費用の負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

(6) 著作権の帰属

申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。なお、センターの管理運営に関し公表する場合等、市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(7) 追加書類の提出

市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(8) 法人登録

指定管理者として指定されたものは、指定管理を行う施設を事業所として木更津市に法人市民税の届出を行うこととします。

(9) 市内雇用配慮

本市の経済に寄与するため、本業務により、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

- (10) 提出書類等については、木更津市情報公開条例(平成 12 年木更津市条例第4号)に基づく情報公開請求の対象となります。ただし、条例に基づき、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報等に該当する場合は不開示情報とします。

18 問合せ及び申請書の提出先

木更津市福祉部障がい福祉課

担当:金子

電 話 0438-23-8497

FAX 0438-25-1213